

## 板橋セーフティー・ネットワーク実施基準

### (目 的)

第1条 板橋区(以下、「甲」という。)と板橋・志村・高島平警察署(以下、「乙」をいう。)及び板橋セーフティー・ネットワーク参加事業者並びに参加者(以下、「丙」という。)は、「板橋区生活安全条例」に則り、互いに協力して板橋区内における街頭犯罪や侵入盗、放火等の犯罪を抑止し、安全安心なまち「いたばし」の実現に努める。

### (丙の責務)

- 第2条 丙及び丙の従業員が、日常業務や日常生活のかたわらにおいて不審者又は不審物(以下「不審者等」という。)を発見した場合は、速やかに110番へ通報することとする。
- 2 丙の責務は、あくまでも不審者等の通報のみを行うものとし、通報者自身の安全を最優先とするため、不審者の追跡、逮捕及び不審物の開封等は行ってはならない。
  - 3 丙は、業務や生活に支障のない範囲において、甲が配付する板橋セーフティー・ネットワーク等の表示がある腕章やシール等の物品を、制服や衣服、移動用の車両等に装着又は貼付するものとする。
  - 4 丙は、板橋セーフティー・ネットワークの名称や配布する物品などを営利行為や私的な目的に利用してはならない。
  - 5 丙は、板橋セーフティー・ネットワークにおいて、知り得た情報及び通報内容を第三者に漏洩してはならない。

### (甲の責務)

- 第3条 甲は、丙が不審者等の発見通報を的確に行うことのできる環境を整えるものとする。
- 2 甲は、板橋セーフティー・ネットワークの連絡調整等、運営に関する事務を担当する。

### (乙の責務)

- 第4条 乙は、丙の求めに応じ、防犯講習会を開催する等、丙が不審者等の発見通報を的確かつ安心して行うことのできる環境を整えるものとする。
- 2 乙は、甲及び丙に対し、区内の犯罪の発生状況等の情報を、捜査等に支障のない範囲において定期的に提供するものとする。
  - 3 乙は、警視庁内において板橋セーフティー・ネットワークの周知を図り、通報後の迅速な捜査態勢の確保に努めるものとする。

### (費用負担)

- 第5条 板橋セーフティー・ネットワークに関わる腕章やシール等の備品の購入費用は甲が負担するものとする。
- 2 前項以外については甲、乙及び丙が必要に応じて各々負担するものとする。

### (委 任)

第6条 この基準の適用について必要な事項は、この基準に定めのあるもののほか、危機管理部長が定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、部長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。